

授菩薩戒儀則

(黒谷古本)

書下文

## 〈凡例〉

- (一) 本訓読は、林彦明校訂『昭和新訂 授菩薩戒儀（十二門戒儀）』（第三版、昭和十六年、總本山專修道場）を底本とした。
- (二) 漢字表記は、平易を旨とし可能なものは常用漢字に改めた。
- (三) 本訓読中、改行は内容に応じて適宜施した。

※黒谷古本、新本、湛然本の名称は正式書名でないが、通称として用いられており、各書を区別する為に記載した。

授菩薩戒儀則

黒谷古本

灑水

無言行道

大衆列拜

総礼出班

散華

対揚等

供養

二打

戒香定香解脱香

光明雲口徧法界

供養十方三世仏

并及菩薩諸世天

能礼所礼性空寂

自身他身体無二

願共衆生体解道

發無上意歸真際

(戒香と定香と解脱香と光明雲台と法界に徧ず、

十方三世の仏ならば

におよび菩薩諸世天を供養す。能礼所礼性空寂として、自身身の体、

二無し。願わくは衆生とともに道を体解して、無上意を發し、真際に

歸せざらん。

夫れ菩薩戒を授くる行事儀式に、必ず十二の大門有り。

第一に、開導とは、略してこの戒の大意を述べるに、『梵網經』に云く、「金剛宝戒はこれ仏性の種子、諸仏の本源なり」。『大論』に云く、「戒はこれ仏法の大地なり。一切の功德、これに依つて成就す。戒を離れては定慧も存すること無からん」。云 総じて人中 天上の勝妙の果報より、法雲仏地の内外の莊嚴に至るまで、しかしながら尸羅を以て根本と為し、淨戒を以て初因と為す。菩提の広路には戒を資糧と為し、生死の大海には戒を船筏と為す。無明の長夜には戒を灯炬と為し、悪業の重病には戒を良薬と為す。『報恩經』に云く、「戒品を持たざる者は、なおし人身をすら受けること無し」。『華嚴經』に云く、「戒はこれ菩提の本なり。持つ者は成仏得道す。戒はこれ甘露の薬なり。服する者は不老不死なり」と。云 すでに知んぬ、諸仏の禁戒はこれ二世の良因なることを。誰かこの勝利を聞きて欣求せざらん。なかんずく一生幾ならず。万事夢のごとし。もし戒品を受けずして瞑目におよばん者、刀山火聚に望んで悔といえども、更に何れの益か有らんや。不壞の妙戒を持ちて、無窮の生死を促めんにはしかず。授戒の素意その旨これに在り、開導の存略かくのごとし。打

和尚師

第二に三歸とは、三宝の界に入らんには、信を以て先と為す。三宝に歸し奉つて

その余の邪魔外道を信ぜず。この誓いを立つる時、現世には三十六部の鬼神身を護り、当来には二十五有の生死永く離れん。この故にまづ三帰戒を授くべし。

願わくは今身より未来際を尽すまでに、仏の両足尊に帰依し、法の離欲尊に帰依し、僧の衆中尊に帰依せん。受者に伝えしむれを唱えしむ

羯磨師合掌

南無帰依仏 南無帰依法 南無帰依僧 三説

帰依仏竟 帰依法竟 帰依僧竟 一説

和尚師

今より已後、三宝を称して師と為して、更に余の邪魔外道に帰せざらん。ただ願わくは三宝慈悲摂受したまえ、慈悲の故に。打、一説

和尚師

第三に請師とは、我某甲等、今大徳に従つて菩薩戒を求受す。大徳我れにおいて苦勞憚らず。慈悲の故に。一説一礼。これ伝戒師を請う辞なり。これを教うべし。あるいはこれを略すか。

菩薩戒は、不現前師の諸仏菩薩を請じ奉つてこれを受く。衆生は見たてまつらずといえども、仏はこれを見たまう。神通に乗じて必ず来たまう。故に心を至して奉請すべし。

一心奉請 靈山淨土 釈迦牟尼如来大和尚 为我作和尚 我依和尚故 受菩薩戒 慈愍故。 一礼説

（二）心に靈山淨土の釈迦牟尼如来大和尚を請じ奉る。我が為に和尚と作りたまえ。我れ和尚に依るが故に、菩薩戒を受く。慈愍の故に。 一礼説

打

一心奉請 金色世界文殊師利菩薩 为我作羯磨阿闍梨 我依阿闍梨故 受菩薩戒 慈愍故。 一礼説

（一）心に金色世界の文殊師利菩薩を請じ奉る。我が為に羯磨阿闍梨と作りたまえ。我れ阿闍梨に依るが故に、菩薩戒を受く。慈愍の故に。 一礼説

打

一心奉請 都史多天弥勒菩薩 为我作教授阿闍梨 我依阿闍梨故 受菩薩戒 慈愍故。 一礼説

（一）心に都史多天弥勒菩薩を請じ奉る。我が為に教授阿闍梨と作りたまえ。我れ阿闍梨に依るが故に、菩薩戒を受く。慈愍の故に。 一礼説

打

一心奉請 十方諸仏 为我作证明尊師 我依证明故 受菩薩戒 慈愍故。 一礼説

(一心に十法の諸仏を請し奉る。我が為に証明尊師と作りたまえ。われ証明に依るが故に、菩薩戒を受く。慈愍の故に。一説)

打

打

一心奉請一切諸大菩薩。為我作同学等侶。我依同学故。受菩薩戒。慈愍故。一説 打

(二心に一切の諸大菩薩を請し奉る。我が為に同学等侶と作りたまえ。

我が同学に依るが故に、菩薩戒を受く。慈愍の故に。一説 打)

和尚師

敬つて十方一切の諸仏菩薩等に白す。受者、我れに諸仏菩薩に啓せよと求む。ただ願わくは、諸仏菩薩哀愍の故に、菩薩戒を施与したまえ。打、伝戒師、起座し

取払子

第四に懺悔とは、戒はこれ白淨の法なり。心器清淨にして受けるに堪えたり。罪垢を以て不淨と為す。無始より以来の罪障を懺悔すべし。懺悔に就いて多種有りといえども、我が身の罪業を悔るを以て先とす。誠心を致して身の過ちを悔れば、罪障消滅して清淨なることを得る。この故にこれを修すべし。教授者こ

至心に無始より来たの自他の三業の無量罪を懺悔す。今、仏前に対し皆懺悔す。懺悔已後、更に作らざらん。

我れ昔より造る所の諸の悪業は、皆無始の貪瞋痴に由れり。身語意より生ずる所なり。一切我れ今皆懺悔すべし。打

和尚師

第五に発心とは、菩薩戒の法は、菩提心を本と為す。菩提心に就きて、文義広しといえども要を取るに、四弘誓願有り。これに依つて、四弘誓願を發すべし。

受者をして教えて唱えしむ。

衆生の無辺なる誓つて願わくは度せん。煩惱の無辺なる誓つて願わくは断せん。

法門の無尽なる誓つて願わくは知らん。無上菩提は誓つて願わくは証せん。

取如意杖

第六に問遮とは、七遮有る時は、戒を受けず。もし遮罪有らば、すなわち懺悔せよ。

罪無くば黙然たれ。

仏身より血を出すや否や。受者をして教えて否。父を殺すや否や。母を殺すや否や。

や。否と。和尚を殺すや否や。否と。阿闍梨を殺すや否や。否と。羯磨僧を破すや否や。

否と。聖人を殺すや否や。否と。すでに七遮無し、受戒の器に堪えたり。打

これ戒師より説くべし。

定印



第七に正受戒とは、前六段はこれ受戒の前方便なり。今は正しくこれ受戒の時なり。殊にこの段に至りては、余念無く一心にこれを聴くべし。これに就きて、相伝戒有り、発得戒有り。相伝戒とは、相伝を以て戒を授く。而るにただ菩薩の円頓戒のみ独りこの国に縁有つて相伝絶えず。

上

昔蓮華台上の盧遮那仏、常に自らの眷属の爲に誦するにこの心地金剛宝戒を以てす。すなわち我が本師釈迦牟尼如来大和尚、および妙海王ならびに一千王子の爲にこれを授く。次に阿逸多等の二十余の菩薩、次第に伝持し、乃至本朝に將來す。

下

また陳朝の南嶽大師、靈山の聴衆として、この円戒を授持して天台大師に授く。

天台は章安大師に授け、章安は智威大師に授く。智威は慧威大師に授け、慧威は玄朗大師に授く。玄朗は妙樂大師に授け、妙樂は道邃和尚に授く。

ここにおいて日本叡山の祖師伝教大師入唐して、大唐の貞元二十一年春二月二日

初夜の二更亥 台州臨海県龍興寺の西の廊極樂浄土院において、天台第七代の

伝法道邃和尚を請し奉り、大唐の沙門二十七人とともに円頓菩薩戒を受け、帰朝の後、叡山根本中堂において慈覚大師に授く。慈覚は露地の座主長意和尚に授け、長

意は平等坊の座主慈念僧正に授く。慈念は飯室の座主慈忍僧正に授く。慈忍は西明坊の座主源心僧都に授け、源心は東円坊の禅仁阿闍梨に授く。禅仁は大本の光寂坊の良忍上人に授く。良忍は黒谷の慈眼坊の睿空上人に授け、睿空は同じき法然坊の源空一人に授け、源空は鎮西の聖光上人に授く。聖光は佐介の良忠上人に授く。良忠は良晁上人に授く。良晁は良誉上人に授く。良誉は了誉に授く。了誉は了智に授く。今、了智某年月日時、州郡郷寺に伝戒す。云云。新受者某等に授く。かくのごとく釈迦如来より二十五代相伝戒を以て今日爾諸人新受者の仏子に授く。これを相伝戒と名づく。釈迦如来涅槃の後、遙かに二千三百余歳を経るといへども、この相伝今に絶えず。次に発得戒とは、この相伝に依つて得る所の戒法を以て発得戒とす。いわゆる三聚淨戒なり。一には摠律儀戒、一切の罪を作さず。二には摠善法戒、一切の善を作す。三には饒益有情戒、一切衆生を利益す。八萬の法蔵、諸仏の功德、この中に摂在す。物には皆名有り、戒はこれ名なり。名有る物には体有り。戒体は妙色莊嚴にして十五夜の秋の月のごとく、十方世界に周徧す。ただ仏、菩薩のみこれを見たもう。声聞、縁覚は徳少なくして、これを見ること能はず。この戒法は三羯磨の後、一刹那の剋に受者の身内に入らず、これを戒体と号す。信有れば来る、信無ければ来らず。声聞戒は、二百五十戒を持つ程は、身に在りといへども一戒も破すればたちまちに失

す。この円頓の妙戒は、一たび得て後、戒を破り悪を作るといえども、永く失せず。これに依つて一得永不失の戒と号す。余戒は法性を離るるが故に常住ならず。この戒は理に即するが故に、法性常住なれば戒また常住なり。その体、堅固なるが故に、金剛宝戒と名づく。今日この妙戒を受けて生々に失せずして、必ず仏果に到るべし。

合掌

今、文殊師利菩薩、第一羯磨を説いて曰く。羯磨師これを唱うべし。

受者、諦かに聴くべし、諦かに聴くべし。今我所において菩薩の淨戒を求受し、菩薩の学処を求受す。いわゆる摂律儀戒、摂善法戒、饒益有情戒なり。これ諸の淨戒なり。これ諸の学処なり。過去の一切の菩薩も、すでに受け、すでに学し、すでに成仏す。未来の一切の菩薩も、まさに受け、まさに成仏すべし。現在の一切の菩薩も、今受け、今学し、今成仏す。仏子今身より未来際を尽すまでに、その中間において犯すことを得ず、能く持つや否や。受者答えて能く持つと云うべし。三反用うべし。云云。私云く。三度とは能く持つや否やの言なり。

定印

第一羯磨の時、十方世界一切の境の上に戒法振動す。云

第二遍の時、振動する所の戒法、十方より雲のごとくにして戒壇の上に来り集る。

第三遍の時、集る所の戒法、空より下つて受者の頂より身中に入り満ち已る。三羯

磨畢るを、真の仏子と名づく。これに依つて、『梵網經』に云く、「衆生仏戒を受け

れば、すなわち諸仏の位に入る。位大覚の位に同じ、真にこれ諸仏の子なり」と。

打、法、衆伽陀を用う。またこの文を用うなり。

取如意杖

第八に証明とは、仰いで十方一切諸仏に啓す、一四天下、南瞻部州人主の地、大

日本国某所仏像の前において、受者、菩薩戒を受けることすでに畢んぬ。ただ願わく

は諸仏、為に証明を作したまえ。打

燒香定印

第九に現相とは、十方法界の一切の仏土に、たちまちに瑞相を現す。いわゆる清

涼の風来つて、微妙の香を薫す。光明台、宝楼閣等現す。その時に十方の諸大菩薩

この瑞相に驚いて、各々の教主に問ひ奉つて、その土の仏各答えて言わく、「娑

婆世界、南瞻部州、大日本国某所今新学の菩薩有つて、初めて円頓仏性戒を受持す。

故にこの受戒の瑞相を現するなり」と。諸の菩薩等随喜して言く、「悪世の衆生、この妙戒を受くること、はなはだ以て希有なり。受者の身の上において哀愍の想を作す。」云余の善根を修するには、十方の浄土にいまだこの瑞相を現せず。ただこの受戒のみ、この瑞相を現す。一切の功德の中において、受戒の善勝たること、これを以て証と為す。

戒香と定香と解脱香と、光明雲台と法界に徧す。

十方三世の仏、ならびにおよび菩薩諸の世天を供養す。打

定印

第十に説相とは、摂律儀の中に十重禁有り。受戒の場には必ずこれを授く。而るに具持、不具持を云わず。ことごとく得戒と名づく。堪不を拵んで意に随つてこれを受持すべし。

合掌

第一、不快意殺生人命戒。諸仏、護持する所、曩祖伝来する所なり。我れ今汝等に授く。汝等今身より未来際を尽くすまで、その中間において、犯することを得ず。能く持つや否や。打、一戒下において三反して受者は答えて能く持つと云うべし。二戒下において三反して能く持つや否やと云うなり。

第二、不劫盗人物戒

第三、不無慈行欲戒

第四、不故心妄語戒

第五、不酤酒罪緣戒

第六、不説他罪過戒

第七、不自讚毀他戒

第八、不慳生毀辱戒

第九、不瞋不受謝戒

第十、不誹謗三宝戒

合掌

第十一に広願とは、夫れ善根を修しては必ずまさに法界の衆生に回向すべし。受戒、すでにこれ大善根なり。すべからく回向を用ゆべし。

願わくは、受戒の諸の功德を以て、法界の衆生に回向す。

未離苦の者は、早く苦を離れ、未成仏の者は速かに成仏せん。

また願わくは、衆生とともに、ことごとく菩提心を発し、

同じく淨土に生ずるを得て、ともに大菩提を證せん。打

合掌

第十二に勸持とは、すべからく禁忌、補養の二持を具足すべし。いわゆる受戒のち、罪を作さざるを禁忌と名づく。善を修するを補養と名づく。修善に依り戒体養わゆる故なり。

上

今十二門の行儀大旨大略かくのごとし。夫れ如来医王に遇つて、実相不死の良薬を服し、己心の伏蔵を開いて、金剛宝戒の明珠を得たり。然ればすなわち、戒光身を照す。あに生死の長夜に迷わんや。法薬心に貯う。定んで金石の寿福を持つべし。

願わくはこの功德を以て、平等に一切に施し、

同じく菩提心を発し、安楽国に往生せん。打

焼香合掌

梵讚偈 宋音 入正覚壇

衆生受仏戒 即入諸仏位

位同大覚位 真是諸仏子

回向 伝戒師あるいは法、借用う。

右代々みぎだいでい伝える所ところの儀記ぎき、自筆じひつを以て弟子でしり了智りょうちに授け已畢おわんぬ。早くこの旨むねを以て後輩こうはいに  
伝授でんじゆせら被るべし。依つて後のちの為ために記しるす所ところ、件くだんのごとし

応永十六年八月二十四日  
おうえいじゆうろくねんはちがつにじゆうしにち

仏祖正伝二十四代了誉花押  
ぶつそしようでんにじゆうよんだいりようよ



授菩薩戒儀

(新本)

書下文

## 〈凡例〉

- (一) 本訓読は、林彦明校訂『昭和新訂 授菩薩戒儀（十二門戒儀）』（第三版、昭和十六年、総本山専修道場）を底本とした。
- (二) 漢字表記は、平易を旨とし可能なものは常用漢字に改めた。
- (三) 本訓読中、改行は内容に応じて適宜施した。

※黒谷古本、新本、湛然本の名称は正式書名でないが、通称として用いられており、各書を区別する為に記載した。

授菩薩戒儀

第一	開導	第二	三帰	第三	請師
第四	懺悔	第五	発心	第六	問遮
第七	授戒	第八	証明	第九	現相
第十	説相	第十一	広願	第十二	勸持

第一 開導

それ仏法の大海は深広にして涯り無し。ただ信のみ能く入る。信有るに由る故に三学成すべく菩提に至るべし。而るに三学の中には戒を以て首と為す。菩提の広路には戒を資糧と為す。生死の大海には戒を船筏と為し、三塗の重病には戒を良薬と為す。然るに戒に多種有り。五・八・十・具は菩薩の律儀なり。而るに五戒は人に報じ、八と十とは天に報じ、出家の大戒は小解脱・三明・六通・無余永寂を感じ、菩薩の律儀・八萬の細行は、仏果の三身・四徳・相好・不共、一切功徳を報得す。汝等、今すでに人天の小果を求めず。ただ専ら無上菩提を求めんと欲す。まさに菩薩律儀を受

けるに堪うとす。およそ請師・懺悔等一々法のごとく虔誠に求受すべし。

第二 三帰 受者、長跪合掌

我弟子等 願從 今身尽未来際 歸依仏両足尊 歸依法離欲尊 歸依僧衆中尊 三說

(我が弟子等、願わくは今身より未来際を尽くして、仏の両足尊に歸依

し、法の離欲尊に歸依し、僧の衆中尊に歸依せん。三說)

我弟子等 願從 今身尽未来際 歸依仏竟 歸依法竟 歸依僧竟 三說

(我が弟子等、願わくは今身より未来際を尽くして、仏に歸依し竟んぬ、

法に歸依し竟んぬ、僧に歸依し竟んぬ。三說)

今より已往、仏を称して師と為し、更に邪魔・外道には歸せず。ただ願わくは三

宝、慈悲もつて授受したまえ。 受者、隨語

第三 請師

初めに伝教師を請う 焼香、三拜 長跪合掌

告げて云く、それ菩薩戒を受けんと欲せば、必ずまず師を請すべし。もし人に非

ざれば、戒、従つて発すこと無し。すべからず専重一心にうやうやしく三請を陳

ぶべし。然るに請師の法、理として自ら陳ぶべし。想うに汝等、いまだ能わず。我れ今汝等に教うべし。まさにすべからく虔心にして切に容易にすること莫かるべし。

我が弟子等、今大徳より菩薩戒を求受す。大徳、我れに勞苦を憚らざれ。隨語戒師答えて云く、汝等に戒を授くべし。まさに心を撰めて諦受すべし。浮散することを得ざれ。

二に聖師を請い奉る 毎位、焼香三拜  
長跪合掌

告げて云く、汝等、さきに某を請して戒師とす。然るに某はただ伝教の人たり。今まさに更に汝等が為に釈迦世尊等五座の聖師、道場に降臨したまわんことを奉請すべし。諸仏菩薩の前に向かつて求哀懺悔すべし。遮難を問わば、まさに法を乗るに堪えたり。まさにすべからく志誠に運想し我れに随つて召請すべし。我弟子等一心奉請 釈迦如来応正等覚為得戒和尚 我れ和尚 故得受菩薩戒懺故

三請或一請觀時  
延促下皆例同

(我が弟子等、一心に釈迦如来応正等覚を奉請して得戒和尚と為す。我れ和尚に依るが故に菩薩戒を受くることを得。慈愍の故に。)

三請あるいは一請、時の延促を觀よ。下みな例同)

我弟子等一心奉請 文殊菩薩摩訶薩為羯磨阿闍梨我依阿闍梨故得受菩薩戒慈愍故

(我が弟子等、一心に文殊菩薩摩訶薩を奉請して羯磨阿闍梨と為す。我れ

阿闍梨に依るが故に菩薩戒を受くることを得。慈愍の故に。)

我弟子等一心奉請 弥勒菩薩摩訶薩為教 授阿闍梨我依阿闍梨故得受菩薩戒慈愍故

(我が弟子等、一心に弥勒菩薩摩訶薩を奉請して教 授阿闍梨と為す。我れ

阿闍梨に依るが故に菩薩戒を受くることを得。慈愍の故に。)

我弟子等一心奉請 十方一切如来应正等覚為証 戒師我依証 戒師故得受菩薩戒慈愍故

(我が弟子等、一心に十方の一切如来应正等覚を奉請して証 戒師と為す。

我れ証 戒師に依るが故に菩薩戒を受くることを得。慈愍の故に。)

我弟子等一心奉請 十方一切菩薩摩訶薩為同学侶我依同学侶故得受菩薩戒慈愍故

(我が弟子等、一心に十方の一切菩薩摩訶薩を奉請して同学侶と為す。我れ

同学侶に依るが故に菩薩戒を受くることを得。慈愍の故に。)

### 三に戒師作白

告げて云く、上来の所請、五座の聖師、大慈悲他心道眼を具し衆生を憐念したまえ

ば、必ず道場に降たまうべし。更に汝等が為に聖に白して戒を乞わん。汝等各志誠に仏に對し合掌して諦かに作白を聴くべし。

敬つて十方尽虚空界の一切諸仏諸大菩薩に白す。この某甲等、我れに求め諸仏菩薩に白して諸仏菩薩に従つて菩薩戒を乞受せんと欲す。この某甲等、すでに大願を發しすでに深信有り。能く一切を捨て身命を惜しまず。ただ願わくは諸仏菩薩、慈悲の故に某甲等に菩薩淨戒を施与したまえ。三説

#### 第四 懺悔

告げて云く、それ戒はこれ白淨の法なり。法器清淨にしてまさに進受するに堪えたり。故にすべからく求哀懺悔して、以て身心を洗うべし。

我が弟子等、仰いで十方尽虚空界一切三宝に啓す。証明したまへ。弟子、懺悔を披陳す。無始より来た今日に至るまで、その中間において妄りに人我を計し、無量煩惱三業を恣にし、つぶさに十惡・五逆・四重を造り、一闡提と作り、因果を撥無し、僧伽藍を壞し、經藏を焚焼し、行住座臥に合識を損傷し、三宝物および余の趣財を盗み、顛倒邪淫、梵行を染汚し、大乘を誹謗し、障礙留難、飲酒食肉、あるいは五辛を食して三宝を薰穢し、出家・在家・持戒・破戒を打罵、呵責し、自ら作し他に教え

見聞けんもん随喜ずいきす。かくのごとき等とうの罪つみ、無量むりょう無辺むへんなり。今三寶いまさんぼうに對してたい懺悔ざんげを披陳ひちんして、  
あえて覆藏ふくざうせず。一懺いつざん已後いご、永ながく相續そうぞくを断ちて更さらにあえて作つくらず。ただ願ねがわくは、三寶さんぼう  
慈悲じひ、証明しょうみやうしたまえ。

## 第五だいて 発心ほつしん

告つげて云いわく、懺悔ざんげすでに竟おわんぬ。次つぎにまさに菩提心ぼだいしんを發おこすべし。汝等なんじら、今いま円頓妙戒えんどんみょうがい  
を受うけんと欲ほつせば、宜よろしく無作むさの諦境たいきやうを縁えんじて無作むさの四誓しせいを發おこすべし。我われ今いま汝等なんじら  
に教おしえん。まさに心念しんねん口言くごんすべし。

衆生しゆじやう 無辺誓願度むへんせいがんど

煩惱無辺誓願断ぼんのうむへんせいがんだん

法門無尽誓願学ほうもんむじんせいがんがく

无上菩提誓願成むしやうぼだいせいがんじやう

受者うじや 随語ずいご

(衆生は無辺なれども誓つて度せんことを願う)

煩惱は無辺なれども誓つて断せんことを願う

法門は無尽なれども誓つて学ばんことを願う

無上の菩提は誓つて成ぜんことを願う  
受者(随語)



第六 問遮

告げて云く、すでに能く心を発す。次にまさに遮難を問うべし。もし七遮有れば戒品  
発らず。我れ今汝に問わん。まさに実のごとく答うべし。

汝、仏身より血を出さざりしや否や。 答え無し、  
下同し

汝、父を殺さざりしや否や。

汝、母を殺さざりしや否や。

汝、和尚を殺さざりしや否や。

汝、阿闍梨を殺さざりしや否や。

汝、羯磨僧破さざりしや否や。

汝、聖人を殺さざりしや否や。

第七 授戒

告げて云く、すでに遮難無し。能く戒を受くるに堪えたり。まさに專注の心を起し慳  
重の心を発すべし。我れ今汝等に戒を授けて戒品を発さしめんと欲す。心もし専志に  
して仰げる完器のごとくなれば、すなわち剋する所有らん。一念差違せば、なお覆器

のごとく、必ず成ずる所無からん。すべからく念を繫けて余覚および余思することを得ざるべし。

汝等、諦かに聴け。汝等、いま我が所より一切菩薩の淨戒を求受し、一切菩薩の学処を求受す。いわゆる攝律儀戒・攝善法戒・攝衆生戒なり。この諸の淨戒とこの諸の学処は、過去の一切諸菩薩、すでに受け、すでに学し、すでに解し、すでに行じ、すでに成じ、未来の一切諸菩薩、まさに受け、まさに学し、まさに解し、まことに行じ、まさに成すべく、現在の一切諸菩薩、今受け、今学し、今解し、今行じ、当来に作仏するなり。汝等、今身より未来際を尽くしてその中間において犯すことを得ざれ。能く持つや否や。答えて曰え、

告げて云く、これはこれ第一羯磨なり。十方法界の一切の境の上に微妙の戒法ごとくとく皆動転して久しからずして、まさに汝等が身中に入るべし。

汝等、諦かに聴け。云、告げて云く、これはこれ第二の羯磨なり。彼の動転する所の戒法の功德、十方より来集して空中に側塞して雲のごとく蓋のごとく汝等が頂上に覆えり。

また云く、今まさに第三羯磨を乗らんとす。これ法成就の時なり。集る所の戒法、空中より下りて汝等が頂門より身心に流入し正報に充滿せんこと、まさにこの時に

在り。戒法を納受せんとして余覚余思して戒をして滿ぜざらしむを得ざれ。

汝等、諦かに聴け。云

告げて云く、第三の羯磨すでに畢んぬ。汝等すでに戒法を具す。真にこれ仏子なり。まさに知るべし、汝等が身はすなわちこれ無辺功德善法の聚まれるなり。まさにすべからく護持して毀犯せしむること勿るべし。

### 第八

証明

受者互跪、戒師起立、手に香炉を執れ。もし高座に在れば起立すべからず。白して云く

我れ某甲、仰いで十方尽虚空界の一切諸仏に啓す。娑婆世界、南瞻部洲、大日本国山城洲、某山、某精舎において数多の仏子有り。我が所に来つて菩薩戒を求受し畢る。我れすでに証明を為す。ただ願わくは諸仏、また為に証明を作したまへ。三説

### 第九 現相

この時に當つて、十方淨土の中に不思議の光明・異香等の種々相現す。その時彼の菩薩彼の仏に問いて、何故にこの相現するや。彼の仏告げて言わく、某の国、某の僧伽藍、某の受者、菩提心を發し某師の所において菩薩戒を受けて、我れ等に証明を為さんこと請す。故にかくのごときの未曾有の相現すと。彼の菩薩ことごとく歡喜を生じ

て各々皆言く、かくのごとき等、極悪の処の煩惱具足悪業の衆生、能くかくのごとき極勝の心を発し菩薩戒を受けることはなほだ希有なりと為して、深く憐愍を生ず。十方の菩薩なおかくのごとき心を発したまう。汝等まさに至心に禁戒を護持して身命を惜しまず、毀犯せしむること勿るべし。

## 第十 説相

告げて云く、諸の仏子すでに汝等が為に戒を授け竟んぬ。次にまさに相を説くべし。すべからく相貌を解了して微かも毀犯すること勿るべし。

第一、もし諸菩薩すでに戒師の所において三説して菩薩戒を求受し竟る。もし自ら殺し人を教えて殺さしめば、眞の菩薩に非ず。仮名の菩薩なり。無慚無愧にして波羅夷を犯す。汝、今身より未來際を尽くすまで、その中間において犯すことを得ざれ。能く持つや否や。答えて曰え、

第二、もし諸菩薩すでに戒師の所において三説して菩薩戒を求受し竟る。もし自ら盗み、人を教えて盗ましめば、眞の菩薩に非ず。仮名の菩薩なり。無慚無愧にして波羅夷を犯す。汝、今身より未來際を尽くすまで、その中間において犯すことを得ざれ。能く持つや否や。

第三、もし諸菩薩すでに戒師の所において三説して菩薩戒を求受し竟る。もし人天鬼畜男女を淫せば、眞の菩薩に非ず。仮名の菩薩なり。無慚無愧にして波羅夷を犯す。汝、今身より未来際を尽くすまで、その中間において犯すことを得ざれ。能く持つや否や。

第四、もし諸菩薩すでに戒師の所において三説して菩薩戒を求受し竟る。もし詐つて上人の法を得たり、および天竜鬼神来つて我れを供す等と言わば、眞の菩薩に非ず。仮名の菩薩なり。無慚無愧にして波羅夷を犯す。汝、今身より未来際を尽くすまで、その中間において犯すことを得ざれ。能く持つや否や。

第五、もし諸菩薩すでに戒師の所において三説して菩薩戒を求受し竟る。もし諸酒を酷らば、眞の菩薩に非ず。仮名の菩薩なり。無慚無愧にして波羅夷を犯す。汝、今身より未来際を尽くすまでその中間において犯すことを得ざれ。能く持つや否や。

第六、もし諸菩薩すでに戒師の所において三説して菩薩戒を求受し竟る。もし出家・在家の菩薩の重罪を犯するを説かば、眞の菩薩に非ず。仮名の菩薩なり。無慚無愧にして波羅夷を犯す。汝、今身より未来際を尽くすまで、その中間において犯すことを得ざれ。能く持つや否や。

第七、もし諸菩薩すでに戒師の所において三説して菩薩戒を求受し竟る。もし自讚毀他せば、眞の菩薩に非ず。仮名の菩薩なり。無慚無愧にして波羅夷を犯す。汝、今身よ

り未来際を尽くすまで、その中間において犯すことを得ざれ。能く持つや否や。

第八、もし諸菩薩すでに戒師の所において三説して菩薩戒を求受し竟る。もし財法を慳惜して説かず施さず、反つて罵辱を加えれば、真の菩薩に非ず。仮名の菩薩なり。無慚無愧にして波羅夷を犯す。汝、今身より未来際を尽くすまで、その中間において犯すことを得ざれ。能く持つや否や。

第九、もし諸菩薩すでに戒師の所において三説して菩薩戒を求受し竟る。もし人天鬼畜を瞋つて懺謝すれども解けずんば、真の菩薩に非ず。仮名の菩薩なり。無慚無愧にして波羅夷を犯す。汝、今身より未来際を尽くすまで、その中間において犯すことを得ざれ。能く持つや否や。

第十、もし諸菩薩すでに戒師の所において三説して菩薩戒を求受し竟る。もし三宝を誹謗せば、真の菩薩に非ず。仮名の菩薩なり。無慚無愧にして波羅夷を犯す。汝、今身より未来際を尽くすまで、その中間において犯すことを得ざれ。能く持つや否や。

第十一 広願

我が弟子等、願わくは受戒所生の功德を以て法界に回施し、いまだ苦を離れざる者には、願わくは苦を離れしめ、いまだ楽を得ざる者には、願わくは楽を得せしめ、いまだ

菩提心を発さざる者には、願わくは菩提心を発さしめ、いまだ断悪修善せざる者には、願わくは断悪修善せしめ、いまだ成仏せざる者には、願わくは早く成仏せしめん。またこの功德を以て、願わくは一切の衆生とともにこの身を捨て已つて、極楽世界の阿弥陀如来の前に生まれ無生忍を悟り大神通を得、十方に遊歴して諸仏に奉事し恒に無上大乗の正法を聞き諸仏の願行、円満具足せん。またこの功德を以て今より已住、永く三悪の身を離れ、永く下賤の身を離れ、永く女人の身を離れ、仏法の中において清浄出家して梵行を精修し、諸の衆生の為に大善知識とならん。また願わくは一切衆生、我が名を聞く者は菩提心を発し、我が形を見る者は断悪修善し、我が説法を聞く者は大智慧を得、我が心を知る者は早く成仏を得ん。

## 第十二 勸持

すでに得戒し已りぬ。良薬を服するがごとし。まさに禁忌とおよび補養とを知るべし。自行断悪を禁忌と為し利他修善を補養と為す。この故に、まさにすべからく二持を具足し、遍く諸善を修し、遍く諸悪を断すべし。ことごとくすべからく願を以てこれを加護し、常に四弘の願を満足せんことを思うべし。

## 授菩薩戒儀

新本戒儀跋

たずぬるに、それ新本戒儀は吾が円光大師、親しく製して湛空上人に授けたまう所なり。而して後、これを闕じて嵯峨二尊院の宝庫において固く以て秘とすること、蓋しここに五百年。これを以てこれを求める者有りといえども、いまだかつて許すことを獲ざるなり。有志の人、概然としてこれを憾うること久し。ここに吾が大父梁道上人忝なく、知恩院、宮尊統法親王の師範に任ぜらる。且夕、如意を揮つて諄如たり。一日語つて新本戒儀のことに及ぶ。法親王すなわちこれを朝（靈元院太上法皇）に奏したまう。ついに勅宣に依つて峨山の宝庫を開いて、大父をしてこれを写さしむ。これよりして後、天下に流伝し檀林に至るまでこれに由るを作法受得す。それ戒は仏法の寿命にして、特に吾が宗の往業を扶くるの法幢なり。以て一日も無くんばあるべからず。時なるかな、この書また今世に顕れ一宗に公布することは、寔に吾が梁道上人の功なるかな。（知恩院門主薨るの後、台命に依り小金東漸寺に住持す。衆を領すること若干年、享保十六年辛亥六月二十日有九日を以て化す。妙蓮社海誉上人超然梁道和尚。）不肖、萬貞老上人（吳蓮社聞誉上人）了阿慈戒萬貞老和尚、明和三年丙戌十一月二十二日化す。）に従事するの日、老師、居恒に大父梁道上人の遺属



を語り、いまだかつて欣然として高風を仰がずんばあらず。老師、終りに臨んで五色の  
仏舍利・解脱知見の榜印（二物、皆 尊統法親王 大父上人に賜う所なり）、十三  
条の伝衣および新本戒儀手沢の書等を賜う。蓋し、みな大父上人、老師上人に遺し賜  
う所の物なり。老師は実にその人なりといえども不肖のごとき者、あえて当たらんや。  
然るにいま何の幸いぞ、この賜を得たる。不肖、謹んでこれを碧紗籠に蔵めて、以て  
後日の容顔とする者なり。懷慕の至り、涙を揮つてその由を志し、以て将来に伝うと。  
時に明和五年戊子冬十一月二十二日、この日老師の大祥忌なり。

小弟 安蓮社朗誉信阿寂宅亮 謹んで識す



授菩薩戒儀

(湛然本)

書下文

## 〈凡例〉

- (一) 本訓読は、林彦明校訂『昭和新訂 授菩薩戒儀（十二門戒儀）』（第三版、昭和十六年、総本山専修道場）を底本とした。
- (二) 漢字表記は、平易を旨とし可能なものは常用漢字に改めた。
- (三) 本訓読中、改行は内容に応じて適宜施した。

※黒谷古本、新本、湛然本の名称は正式書名でないが、通称として用いられており、各書を区別する為に記載した。

授菩薩戒儀

天台沙門湛然述

古徳および梵網瓔珞地持ならびに高昌等の文に依つて、菩薩戒を授くる行事の儀、略して十二門と為す。専ら一家に依らずといえども、ならびに聖教に違わず。

- |    |    |     |    |     |    |
|----|----|-----|----|-----|----|
| 第一 | 開導 | 第二  | 三帰 | 第三  | 請師 |
| 第四 | 懺悔 | 第五  | 發心 | 第六  | 問遮 |
| 第七 | 授戒 | 第八  | 証明 | 第九  | 現相 |
| 第十 | 説相 | 第十一 | 広願 | 第十二 | 勸持 |

第一に開導とは、まさにまず問うて、言うべし。何の戒をか受けんと欲すや。仏法の大海は深広にして涯り無し。ただ信のみ能く入る。信有るに由るが故に、三学成ずべく菩提至るべし。故に三学の中には戒を以て首めと為す。菩提の広路には戒を資糧

と爲し、生死の大海には戒を船筏と爲し、三途の重病には戒を良薬と爲す。然るに戒に多種有り。五・八・十・具と菩薩の律儀なり。五戒は報人、八と十とは報天、出家の大戒は小解脱・三明・六通・無余永寂を感ず。菩薩の律儀、八萬の細行は、仏果の三身・四徳・相好・不共の一切功德を報得す。今すでに人天小果を求めず。ただ専ら無上菩提を求めんと欲す。六法を具することを須めて、まさに戒を得べし。一には、能授の人、能く授戒の者を謂い、すべからく預め雜類および人数を知るべし。中において幾許か中国、辺方、余道雜類なると。人身を得といえども安樂有ること無し。八苦こもごも逼め、四蛇競い煎き四大危脆にして念念住ならず。六賊争い駆せ新新に生滅す。たとい余戒を受けて報人天なりといえども沈没を免れず。二乗の小果は永く涅槃に住す。故にすべからく虔誠に誓いて極果を求むべし。二には、所依の廻りまず諮白することを須いて内外の障り無く、壇場を安置し、莊嚴清浄にして皆地舖せしめ、受者をして安穩ならしむべし。三には、高座乘法。四には、専ら大道を求む。五には、希有の心を生ず。貧のごとく、飢のごとく、病のごとく、佈のごとくに宝を得、食を得、医を得、安を得、一念散乱の心を生ぜざれ。もし懇誠無くんば、徒らに彼此を勞す。六には、専ら利他の為に戒を求む。菩薩の発心は利物を本と爲るを以てなり。大勇猛を發して、生命を惜しまず。衆生とともに同じく

真如法界の大海に入らんと誓うべし。

第二に三帰とは、まさに教えて言べし。

言弟子某甲

願従今身尽未来際

帰依仏両足尊

帰依法離欲尊

帰依僧衆中尊

三説

弟子某甲

願従今身尽未来際

帰依仏竟

帰依法竟

帰依僧竟

三説

今より已往、仏を称え師と為し、更に余の邪魔外道に帰せざらん。ただ願わくは三

宝慈悲撰 受したまえ。慈愍の故に。まさにすべからく広く一体三宝を明し、所依の境に為すべし。またこの境、別相住持等有りて、これを用うと知るなり。

第三に請師とは、ただ自ら陳べしむべし。恐らくは汝解せざらん。我れ今汝に教

えん。我某甲等、今大徳より菩薩戒を求受せん。大徳、我れにおいて劳苦憚らず、慈愍

の故に。

これはただしこれ伝教の師を請す。次に衆聖を請じて授戒の師と為す。まず和上を

請す。詞に云く、弟子某甲等、釈迦如来応等正覚を奉請す。我が和上と為りたまえ。

我れ和上に依るが故に菩薩戒を得受す、慈愍の故に。一 禮拜

文殊菩薩を羯磨阿闍梨と為し、弥勒菩薩を教授阿闍梨と為し、一切如来を尊証師

と為し、一切菩薩を同学等侶と為す。詞句、具さには、まさに知るべし。聖師は神通道眼

をもつて、皆ことごとく見聞して目前に對するがごとし。この故に、行者は師を請得し已らば、凡師に對すといえども、恒に聖を觀るがごとくすべし。高昌の本に准ずるに、これより已後懺悔有ること無く、ただ更に乞戒を加う。またまずそれを教え、伝教の師に従りて乞いて云わしむ。族姓大徳、今まさしくこの時なり。願わくは我れに菩薩戒法を施したまえ。次に戒師まさに起つて為に聖師に白して言うべし。敬つて十方尽虚空界一切諸仏諸大菩薩に白す。この某甲等、我れに求む。諸仏菩薩に白して、諸仏菩薩に従りて菩薩戒を乞受せんと欲することを。この某甲等すでに大願を發し、すでに深信有りて、能く一切を捨て身命を惜しまず。ただ願わくは諸仏菩薩、憐愍の故に某甲等に菩薩戒を施与したまえ。三説

第四に懺悔とは、無始已來、誰か能く罪無からん。あるいは重罪の戒を障りて發せざる有り。故に曇無讖は三年にして始めて獲せしむ。故に上根上行の人ならば、宜しく靜処に別に道場を置きて事理合行すべし。精誠懇到せば、上品の相、現じて戒品自ら成ぜん。故に今略して濟世生善利物の儀を出ださん。中において三と為す。先に懺意を明し、次に運心を明し、三に正しく罪を説くを懺の方法と為す。初めに意と云うは、それ戒と云うはこれ白淨の法なり。法器清淨にしてまさに進受到堪ゆ、淨潔の繫の染色を受け易きがごとし。この故にまず教えて懺悔洗滌せしむ。また故



え衣を流うに先に灰汁を以てし、後に清水を用いるがごとし。然るに仏滅後二千年に向うとして、正法淺淪して邪風競い扇ぎ、衆生薄祐にして生じてこの時に在り。たとい聴聞してすこぶる信受を生ずること有れども、なおし水に画くに久しく停まることを得ず。空中の造立成就すべきこと難しがごとし。良に惑障深厚にして見執鏗然なるに由る。もし懸重の心を起さざれば、罪滅するに由し無し。罪もし滅せざれば戒期し難し。この故に輒々爾に受け受しむべからず。然るに懺悔の法、その三種有り。上品の懺とは、拳身を地に投じて太山の崩るるがごとく、毛孔より血を流す。中品の懺とは、自ら所犯を露して悲泣して涙を流す。下品の懺とは、通じて過咎を陳べ師に随つて口言す。今下品といえども、なお諸仏諸大菩薩を請じて、為に証明を作さしむ。諸仏菩薩大慈悲有つて常に法界の衆生をして、我がごとく異なること無からしめんと欲す。衆生を觀ること、なおし赤子のごとしといえども、しかもすべからく行者、自ら精誠を發すべし。大王を請するに、まず舍を淨むることを須いるがごとく、また濁水には日輪現われざるごとし。三世の諸仏、皆この戒に因つて菩提を成ずることを得る。云次に運心とは戒師に従つて罪の名稱を説くといえども、しかもすべからくまず逆順の十心を運んで重罪まさに滅すべし。故に天台大師、大止觀懺淨の文において、つぶさにこの方を立てて、四三昧を成ず。かしこにつぶさ

に解積す。今略して名を列ねて以て行者の為に、滅罪の良縁と作さん。まず順流を言わば、謂く無始より来た生死に随順して、微より著に至つて、この十を逾す。一には妄りに我人を計す。二には外、悪友を加う。三には他の善を喜ばず。四には三業を縦恣にす。五には悪心遍布す。六には昼夜相続す。七には過失を覆い諱む。八には悪道を畏れず。九には慚無く愧無し。十には因果を撥無す。またすべからく教えて名にむべ。次に逆流を明きは、云う所の逆とは、生死に逆らうことを謂う。前の順流に依つて次第に逆上す。賊を破さんと欲するには、まず賊の根元窟穴を知るべきがごとし。故に知んぬ、必ずすべからく後より前に向かうべし。人の地に倒れて還つて地に從つて起つがごとし。一には正しく因果を信ず。二には自ら愧て尅責す。三には悪道を怖畏す。四には瑕枇を発露す。五には相続の心を断ず。六には菩提心を発す。七には功を修し過を補う。八には正法を守護す。九には十方の仏を念ず。十には罪性の空を觀ず。一一積して対破すべし。故を以つて無始罪障卒除すべからざるを知る。樹を伐し根を得、病を灸し穴を得るがごとし、故にすべからく逆順なるその罪を觀ずべし。罪性空を見るに由り、まさに永謝と為す。

この十心を運び已つてかくのごとき言を作す。弟子某甲、仰ぎて十方尽虚空界の一切三宝、积迦牟尼、当来弥勒、十二部经、真如藏海、诸大菩薩、縁覚声聞に啓す。我等が被陳・懺悔を証明したまえ。無始より来た今日に至るその中間において、皆妄りに我人を計するに由つて、貪瞋痴の無量の煩惱に身心を悩乱せられて、三業を

縦恣にして、つぶさに十悪五逆四重を造り、一闡提と作つて因果を撥無す。十悪五逆、四重無因果、僧伽藍を壊し経藏を焚焼し、身の四威儀に合識を損傷し三宝物および余趣相を列ぬ、顛倒邪姪、梵行を汚染し、父を汚し、母を汚し、比丘、比丘尼、人男、女、畜生、鬼神等の一切の男女を汚す。三宝を誑惑し、三乗の法を謗りて仏説に非ずと云い、障礙し留難す。あるいは飲酒食肉、慈悲心無く、あるいは五辛を食して、三宝を薰穢す。あるいは一切出家人の所、有戒無戒、持戒破戒において打罵し訶責し、乃至一切の有情無情において、不饒益を作す。かくのごとき等の罪、数え知るべからず。自ら作し、他を教え、見聞随喜す。今三宝の前に対して、披陳懺悔す。仏の知る所に齊つてあえて覆藏せず。一懺已後、永く相續を断つて、更にあえて作さず。願わくは罪消滅せんことを。ただ願わくは三宝慈悲、証明したまえ。三遍已つてこれに語げよ。仏海に入らんと欲するには、信を以て本と為し、仏家に生在するには、戒を以て本と為す。故に三帰乃至菩薩戒有り。然るに五・八・十の戒を受ける人は、燭を秉つて夜行くに見る所遠からざるがごとし。小乗の戒を受けるは、月下に遊ぶにいままだ大いに明らかならずといえども、なお灯燭に勝るがごとし。もし大乘の戒を受けるは、日中に在つて暁了りならずということ無きがごとし。能く八難を摧き、能く八苦を免れ、生死を遠離し二敵を具足し、四徳円満して四魔を降伏す。云

第五に発心とは、まずまさに念を十方の諸仏に継げて、所期の果と為すべし。この故に『経』に曰く、「もし能く仏を念ずれば、仏心を見ることを得。仏心とは、また慈悲を以て本と為す。慈悲は、すなわち弘誓を以て先に居く」。この故に弘誓を菩提の因と為す。具足為説四弘誓を發し已つて、また四心を加えて以て四弘誓を成す。一切衆生を觀ること、仏のごとく異なること無し。二には國王のごとし。三には父母のごとし。四には大家のごとし。何を以ての故に、仏はこれ法王、これ所求なるが故に、心・仏・衆生の三、差別無きが故に、王は國に居して尊く、親は家に在つて尊く、大家また下類の中の尊なり。因中に果上の想を生ずるが故に、もし爾らずんば何ぞ能くこれを度せん。衆生を度するが為に、余の三誓を立つ。また四種の心を發すべし。一には所作の功德、衆生とともにす。二には一切衆生とともに煩惱生死の大海を過ぎんと願ず。三には願わくは衆生とともに一切諸經の了義に到達せんと。四には衆生とともに菩提に至らんと。これまた四弘の別名なり。利生を以て本と為するが故に、ならびにともに衆生において想を起す。四弘誓は利生を本と為するを以てなり。すでに発心し已る。三業清浄なること、なお明鏡のごとし。内外清徹、淨戒を受けるに堪えたり。この戒品に三聚を具足す、三聚徧く一切の法を取めるを以ての故に。

第六に問遮とは、すでに能く発心して、行相を建立す。行相とは自行化他を出

ず。自行の故に上求し、利他の故に下化す。汝等すでに発心の相を知る。能く四弘を成就し満足するに堪う。これはただ現在身心の発趣なり。もし遮難有れば、戒品を成らず。『梵網經』に云く、「もし七遮有れば、まさに為に受けしむべからず」と。我れ今、汝に問わん。まさに実のごとく答うべし。もし実に答えずんば、徒らに自他をくるしめて剋獲する所無し。虚しく菩薩と称せば、すなわち一切衆生を欺誑し心に負き仏を誑し枉て利養を受くと為す。汝かつて仏身より血を出さざるや、否や。に答えて無しと云うべし。父を殺さざるや、否や。母を殺さざるや、否や。和上を殺さざるや、否や。阿闍梨を殺さざるや、否や。羯磨僧を破せざるや、否や。聖人を殺さざるや、否や。もし七遮無ければ、戒を受得するに堪う。まさに專注の心を起し、殷重の心を発すべし。今これまさに汝等に戒を授け、戒品を發さしめんと欲す。心もし専志なれば仰げる完器のごとし。すなわち剋する所有り。一念差違すれば、なお覆器のごとし。かならず成ずる所無からん。然るにこの戒は形色有ること無し。而して能く汝等が身心に流注して、未來際を尽して大果を成就せん。しかもその時において覚知する所無し。なおもし形有らば、汝が身に入る時、まさに天崩れ地裂るの声を作すべし。故にすべからく念を繫ぐべし。余覚および余思惟するを得ざれ。すべからく具為、縁境を説き発戒縁を為すべし。

第七に正授戒とは、まず略して三相を示し、次にまさに戒を授けん。三相と云う

は、いわゆる撰律儀戒、撰善法戒、饒益有情戒なり。まさにすべからく広く三聚の広狭、偏円の相を弁じて以て行者の期、心の本と作すべし。もし爾らざれば乘法成ぜず。小乗にもまた三聚の名有るが故に。次に正しく乘法せば、まさに語つて言うべし。汝等、諦かに聴け。汝等、今我が所において一切菩薩の淨戒を求受し、一切菩薩の学処を求受す。いわゆる撰律儀戒、撰善法戒、饒益有情戒なり。これ諸の淨戒、これ諸の学処なり。過去の一切の菩薩もすでに受け、すでに学し、すでに解し、すでにに行じ、すでに成ず。未来の一切菩薩も、まさに受け、まさに学し、まさに解し、まさにに行じ、まさに成すべし、現在の一切菩薩も、今受け、今学し、今解し、今行じ、当来に作仏するなり。汝等、今身より未来際を尽して、その中間において犯ずることを得ざれ。能く持つや、否や。三問第一遍の時、まさに語つて言うべし。十方法界の一切境の上に微妙の戒法ことごとく皆動転す。久しからずして、まさに汝が身中に入るべしと。第二遍、已つて次にすなわち語つて云え、この妙戒の法は、すなわち法界の諸法の上より遍く虚空の中につつて、汝が頂上に集まつて微妙にして愛すべく光明雲台のごとしと。第三遍の初め、またまさに示して云うべし。もし更に一遍せばこの妙戒の法、汝が身中に入つて、清淨円満せん。正しくこの時に在つて、戒法を納受す。余覚余思して戒をして満ちざらしむることを得ざれと。

第三遍已つて、語つて言え、すなわちこれ菩薩なり。眞の仏子と名づく。故に『大經』に云く、「発心と畢竟との二は別ならず。かくのごとくの二心はまず心難し」と。

第八に証明とは、戒師まさに受者の爲に、作白して云うべし。某甲仰いで十方虚空界の一切諸仏に啓す。この世界一、四天下南瞻部洲、人主の地、大唐国某の州、某の県、某の僧伽藍の中の仏像の前において、数多の仏子有つて、我が所に来つて、菩薩戒を求受し竟んぬ。我れすでに証明を爲す。ただ願わくは諸仏爲にまた証明を作したまえ。三説 諸の菩薩を請するもまた向のごとく説け。三説

第九に現相とは、受者すでに三品の心有れば相の現ずるもまた三品の不同有り。いわゆる涼風と異香と異声と光明と種種の異相なり。十方界においてこの相、現ずる時、彼の諸の菩薩、各彼の仏に問う。何の因縁の故にこの相、現ずることあると。彼の仏の各彼の菩薩に答えて云く。この相、現ずることは、某の方、某の界、某の国、某の処に数多の仏子有つて、師の所において三説して菩薩戒を求受し竟んぬ。今我等を請して証明と作す。我れ爲に証を作す故にこの相有り。彼の諸の菩薩、各各歡喜し、ことごとく相い語つて云く。かくのごとき極悪の処所において、かくのごとくの猛利の煩惱を具足せる悪業の衆生、能くかくのごとくの極勝の心を発すること、はなはだこれ希有なり。深く憐愍を生じてすなわち汝等において堅固梵行の心を起

さしめんと。十方の菩薩なおこの心を発す。この故に汝等、宜しくまさに至心に禁戒を守護して身命を惜しまず、毀犯せしむること勿るべし。上品の相とは、上風と上香と光明等なり。中・下これに准ぜよ。ただ仏のみ能く了す。余は能く知ること無し。

第十に説相とは、謂く略して持犯を陳ぶ。声聞の略して四夷を説くがごとくなるが故に、大乘略して十重を陳ぶるは、持し易く懺し難き者に従つて説くを以てなり、まさにまず為にこの十の総名を説くべし。波羅夷とは、これはこれ梵音なり。此土に往翻して、他勝処と名づく。善法、己を益す。これを名づけて自と為す。悪法、己を損す。これを名づけて他と為す。もし悪法増して、善法を損害すること名づけて他勝処と為す。然るに持犯を論ぜば、乃至有命一針一艸等までも皆持犯と名づく。今識り易く妨損の処り深きに従う。故に随つてこれを説く。云もし諸の菩薩すでに戒師の所において、三説して菩薩戒を求受し竟ぬ。もし自ら殺し、もしくは教えて殺さしめ、もしくは坑穿を作り、人非人に毒薬を与え、方便を施設せば、眞の菩薩に非ず。仮名の菩薩なり。慚無く、愧無くして波羅夷を犯す。汝、今身より未来際を尽くしてその中間において、犯ずることを得ず。能く持つや、不や。答えて能持。もしくは自ら盗し、人を教えて盗ぜしめ、人の五錢もしくは五錢を過るを盗し、もしくは焼き、もしくは埋



ずみ、もしは色を壊なう。かくのごとく五大五塵を盜せば、もしは人の男女、諸天鬼神畜生の男女を淫して、不淨の行を作さば、もしは真実に非ず。己有に非ざるを自ら禪を得、解脱を得、定を得、九大禪を得、初信乃至等覺、妙覺を得。天竜鬼神來つて我れを供養すと云わば、もし諸の酒を酌るは、もしは出家在家の菩薩、十波羅夷の中、随つて一の波羅夷をも犯すと説かば、もしは自ら己が真実の所得を讚じ、ならびに出家在家の菩薩を毀つて、十重の中の一の重罪四十八輕の中の一の輕罪をも犯すと云わば、もしは法を慳み、財を慳み、來つて求める者有れども、法をばために一句一偈をも説かず。財をば、一針一艸をも施与せず。反つて罵辱を生せば、もしは一切の出家在家の菩薩、もしは菩薩に非ざる諸天鬼神等を瞋つて懺謝すれども、解せずんば、もしは三宝を謗し、もしは増、もしは減、もしは相違、もしは戲論、下一句に至らん。一一の文もしは初もしは後、皆初は戒竟に至

第十一に広願とは、上來の受戒はただこれ起行なり。菩薩の儀は利他を本と爲す。この故に更にすべからく願を以てこれに加うべし。師まさに教えて云うべし。弟子某甲等願わくは、懺悔、受戒、発心所生の功德を以て、法界の一切衆生に回施す。願わくは法界の衆生、いまだ苦を離れざる者には、願わくは苦を離れしめ、いまだ楽を得ざる者には、願わくは樂を得せしむ。いまだ菩提心を発さざる者には、願わくは菩提

心を発さしめ、いまだ断悪修善ならざる者には、願わくは断悪修善せしめ、いまだ佛法を集めざる者には、願わくは佛法を集めしめ、いまだ生を利せざる者には、願わくは早く生を利せしめ、いまだ成仏せざる者には、願わくは速やかに成仏せしめん。またこの功德を以て、願わくは法界の諸の衆生とともに、等しくこの身を捨て已つて、極楽界弥陀仏の前に生じ、正法を聴聞し、無生忍を悟り、大神通を具して、十方に遊歴し諸仏を供養し、常に無上大乗の正法を聞き、福智の資量自行化他して、十方の仏前に生じて、一切の仏法速やかに円満なることを得ん。またこの功德を以て、願わくは衆生とともに、今より已往、自行門においていまだ無生忍を得ざる前には、永く三悪道の身を離れ、永く下賤の身を離れ、永く女人の身を離れ、永く拘繫の身を離れ、常に仏法の中において、清浄に諸行を修せん。利他門においては、十方国土に分身して、常に衆生の為に大知識と作り、それに正道を示して実果を生ぜしめん。願わくは諸の衆生、我が名を聞かん者は、菩提心を発し、我が身を見ん者は、断悪修善し、我が説を聞かん者は、大智慧を得、我が心を知らん者は、早く正覚を成ぜんと発願し已つて三宝を礼すべし。

第十二に教令持戒とは、すでに戒を得已れば良葉を服するがごとし。すべからず禁忌および補養を知るべし。自行の断悪は、これ禁忌利他の修善は補養のごとし。

この故にまさにすべからく二持を具足し、徧く諸悪を断じ、勤行慈救三宝を恭敬すべし。云 一一の行において、ことごとくすべからく願を以てこれを加護し、常に満足せんことを思うべし。四弘の願、六度、四等、刹那を離れず。妙観門を以て萬境を融通し、事理具足し、正助合修し、円頓の十乗をもつて十境を超越すべし。

授菩薩戒儀

